

事後状況調査実施にあたっての留意事項

調査の客観性を確保し、かつ、調査に協力するNGOの負担を極小化するため、以下に留意する。

(1) NGOとの連絡・調整

(イ) 現地に実施団体の事務所がある場合は本訓令接到後以下の事項について事前連絡を行う。

(a) 対象となる案件名

(b) 調査の目的

(ODA資金が適切に使用されたことを確認するための調査、また、今後類似の案件を実施する際に在外公館として見識をもって対応するための調査)

(c) 調査予定時期

(6月下旬までを目途とする。具体的な現地調査の時期については、在外公館側とNGO側の双方にとって都合が良い時期を調整する。館務の事情等やむをえない事情により調査時期を変更する場合は早めに実施NGOに連絡する。)

(d) 調査内容

(調査シートを送付可、可能な限り具体的に説明する)

(2) 経費りん請

調査実施に伴い、NGO側において発生する経費については、次の諸点を参考に適宜妥当性を判断の上、謝金を検討。

(イ) 聞き取り調査準備

地域コミュニティ住民に広く裨益する事業等、受益者からの意見聴取を要する調査においては、事業を実施したNGOに事前根回しを依頼することが有効な場合がある。NGOに協力を依頼する場合には調査実施に必要な最低限の内容とし、NGO側において経費が発生する場合には謝金を検討。

(ロ) 通訳

調査に必要な通訳は極力、在外公館がNGOスタッフでない者を雇用する。

(ハ) NGOスタッフの調査現地への先行、同行

NGOの調査現地への先行、同行は極力求めないこととするが、NGO側が積極的にこれを望む場合にはその限りではない。NGOスタッフが同行する場合、NGOスタッフは極力館側車両に同乗する。NGOスタッフの調査現地への先行、同行に伴い、NGO側において発生する経費については適宜、その妥当性を判断の上、謝金を検討。

(3) 調査結果の開示

調査結果は当該NGOから開示要求があれば説明を行う。

(了)